

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月11日
【四半期会計期間】	第89期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）
【会社名】	東京計器株式会社
【英訳名】	TOKYO KEIKI INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 安藤 毅
【本店の所在の場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03(3732)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役資材担当兼財務経理部長 上野山 素雄
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
【電話番号】	03(3732)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部経理部長 馬込 正吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第2四半期 連結累計期間	第89期 第2四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年9月30日	自2019年4月1日 至2019年9月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高 (百万円)	21,250	20,618	46,692
経常利益 (百万円)	413	83	2,660
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	303	48	1,936
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	198	90	1,476
純資産額 (百万円)	28,289	28,963	29,481
総資産額 (百万円)	56,367	55,619	58,349
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	18.33	2.89	117.19
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.52	51.34	49.75
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	366	1,698	1,638
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	619	603	1,135
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	806	901	920
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	8,023	9,577	9,397

回次	第88期 第2四半期 連結会計期間	第89期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2018年7月1日 至2018年9月30日	自2019年7月1日 至2019年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	23.68	12.42

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済につきましては、中国経済の緩やかな減速もあり、輸出を中心に景気の弱さが継続しております。

このような経営環境の下、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、船舶港湾機器事業及び流体機器事業が増収だったものの、防衛・通信機器事業及び油空圧機器事業が減収だったことから、売上高は前年同期比632百万円（3.0%）減収の20,618百万円、営業損失は11百万円（前年同期209百万円の営業利益）、経常利益は331百万円（80.0%）減益の83百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は255百万円（84.3%）減益の48百万円となりました。

セグメント毎の経営成績は、次のとおりであります。

〔船舶港湾機器事業〕

当事業では、国内の商船市場では新造船向け販売及び在来船向け換装需要がともに低迷したものの、海外市場ではアジアの新造船向けの売上が大きく増加しました。この結果、当事業の売上高は前年同期比174百万円（4.0%）増収の4,576百万円、営業利益は前年同期比46百万円（23.1%）減益の155百万円となりました。なお、このような状況の中、新商品については内航船市場向け中型レーダーの後継機種であるマリンレーダーBR-2570シリーズを市場投入しました。

〔油空圧機器事業〕

当事業では、油圧応用装置は船舶市場において堅調に推移したものの、前期に好調だったプラスチック加工機械市場及び工作機械市場において米中貿易摩擦の影響から需要が減少しました。この結果、当事業の売上高は前年同期比413百万円（6.3%）減収の6,135百万円、営業損失は44百万円（前年同期109百万円の営業利益）となりました。なお、このような状況の中、新商品については、耐圧防爆電磁切換弁DG4VX-5を市場投入しました。

〔流体機器事業〕

当事業では、消火設備市場が堅調に推移したほか、官需市場では前期に受注した大型案件を納入しました。この結果、当事業の売上高は前年同期比149百万円（14.3%）増収の1,190百万円、営業損失は119百万円（前年同期255百万円の営業損失）となりました。

〔防衛・通信機器事業〕

当事業の民需市場のセンサー機器市場及び通信機器市場では堅調に推移したものの、官需市場では、前年同期にあった大型案件の納入がなかったことから、前年実績を下回りました。この結果、当事業の売上高は前年同期比481百万円（6.0%）減収の7,564百万円、営業利益は前年同期比142百万円（46.9%）減益の161百万円となりました。

〔その他の事業〕

当事業では、鉄道機器事業において機器販売、役務工事が共に堅調だったものの、検査機器事業において前期に投入した新商品の需要増が一服しました。この結果、当事業の売上高は前年同期比63百万円（5.2%）減収の1,150百万円、営業損失は130百万円（前年同期108百万円の営業損失）となりました。

財政状態の状況は次のとおりであります。

当第2四半期末の流動資産は、前期末に比べて2,690百万円減少し、43,434百万円となりました。これは、電子記録債権並びに受取手形及び売掛金が減少したことによるものです。また、固定資産は前期末に比べて40百万円減少し、12,184百万円となりました。この結果、資産合計は、前期末の資産合計58,349百万円から2,730百万円減少し、55,619百万円となりました。

流動負債は、前期末に比べて968百万円減少し、21,321百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が減少したことによるものです。固定負債は、前期末に比べて1,243百万円減少し、5,335百万円となりました。これは、長期借入金が減少したことによるものです。この結果、負債合計は前期末の負債合計28,868百万円から2,212百万円減少し、26,656百万円となりました。

純資産合計は、前期末の純資産合計29,481百万円から518百万円減少し、28,963百万円となりました。これは、配当金の支払い等により利益剰余金が減少したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前期末49.8%から1.5ポイント増加し、51.3%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は9,577百万円と前年同期比1,554百万円（19.4%）増加しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は1,698百万円（前年同期は366百万円の使用）となりました。その主な収入要因は、税金等調整前四半期純利益83百万円、売上債権の減少3,935百万円及び減価償却費577百万円、支出要因は、たな卸資産の増加897百万円及び仕入債務の減少730百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は603百万円（前年同期は619百万円の使用）となりました。その主な要因は、固定資産の取得による支出602百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は901百万円（前年同期は806百万円の使用）となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による支出473百万円及び配当金の支払411百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

株式会社の支配に関する基本方針については、次のとおりであります。

当社グループは、計測・認識・制御という働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針 創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。自己を研鑽し、それぞれの分野での第一人者を目指します。法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

しかしながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきですから、このような判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することを目的として、当社は2007年5月10日に開催された取締役会において、買収提案者が具体的な買付行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示した「大規模買付ルール」（買収防衛策）（以下、「本ルール」といいます。）を決議し、2007年6月28日に開催の第76回定時株主総会に提出、承認されました。また、その後の買収防衛策を巡る種々の動向や企業買収に係る裁判例及び法令改正を踏まえ、2019年4月26日の当社取締役会において、本ルールの継続を決議し、2019年6月27日に開催の第88回定時株主総会に本ルールの継続を提案し、承認されました。

本ルールの概要

ア．本ルールの発動にかかる手続の設定

本ルールは、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案（以下、「大規模買付行為」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社グループの中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどにいたる手続を定めています。

イ．取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。なお、特別委員会は以下の委員により構成されています。

<特別委員会委員>

中東 正文（名古屋大学大学院法学研究科教授）

高山 崇彦（TMI総合法律事務所パートナー弁護士）

松崎 信（公認会計士、荏原実業株式会社監査等委員である取締役）

本ルールの合理性

ア．買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。なお、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて本ルールに基づく対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行わない旨を明記いたしました。

イ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切にご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

ウ．株主意思を重視するものであること

本ルールは、第76回定時株主総会（2007年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第88回定時株主総会（2019年6月27日）において、その継続のご承認をいただいております。

そして、本ルールの有効期限の満了に伴い、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

エ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

オ．合理的な客観的発動要件の設定

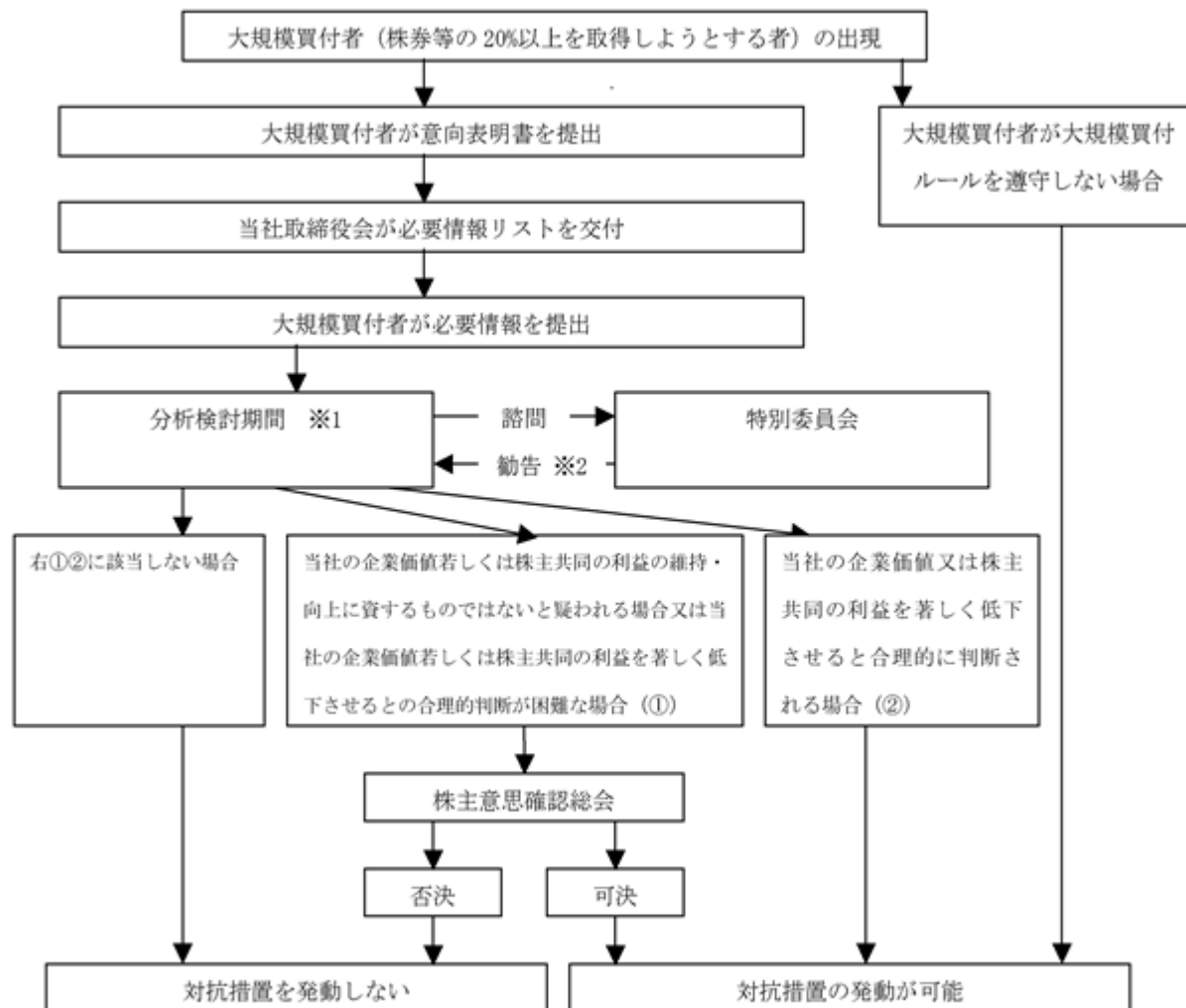
本ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

カ．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、上記（ウ）のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の監査等委員でない取締役の任期は1年としており、期差任期制度を採用していないため、本ルールは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

<大規模買付ルールについてのフローチャート>

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。



- 1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。
- 2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,296百万円であります。
なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,076,439	17,076,439	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株
計	17,076,439	17,076,439		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日		17,076,439		7,218		

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(注)1	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,160	7.05
東京計器協会	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号	1,072	6.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	821	4.99
東京計器取引先持株会	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号	635	3.86
山内 正義	千葉県浦安市	629	3.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(注)1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	559	3.40
東京計器従業員持株会	東京都大田区南蒲田2丁目16番46号	532	3.23
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	470	2.86
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1 番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	466	2.83
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	423	2.57
計	-	6,767	41.13

(注)1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,160千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 559千株

2. 上記のほか、自己株式を622千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 621,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,418,700	164,187	-
単元未満株式	普通株式 35,839	-	-
発行済株式総数	17,076,439	-	-
総株主の議決権	-	164,187	-

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田 2丁目16番46号	621,900	-	621,900	3.64
計	-	621,900	-	621,900	3.64

(注)株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が200株(議決権2個)あります。
 なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,397	9,577
受取手形及び売掛金	13,723	12,079
電子記録債権	5,316	3,024
商品及び製品	1,673	1,789
仕掛品	9,894	10,589
原材料及び貯蔵品	5,423	5,508
未収入金	76	160
その他	624	711
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	46,124	43,434
固定資産		
有形固定資産	7,246	7,283
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
その他	5,033	4,956
貸倒引当金	54	54
投資その他の資産合計	4,978	4,902
固定資産合計	12,224	12,184
資産合計	58,349	55,619
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,027	6,293
短期借入金	10,757	11,448
賞与引当金	1,121	1,119
その他	3,384	2,460
流動負債合計	22,289	21,321
固定負債		
長期借入金	4,954	3,790
役員退職慰労引当金	51	50
資産除去債務	788	788
退職給付に係る負債	721	660
その他	64	47
固定負債合計	6,579	5,335
負債合計	28,868	26,656
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,218	7,218
資本剰余金	14	14
利益剰余金	21,528	21,165
自己株式	623	623
株主資本合計	28,137	27,773
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	844	804
為替換算調整勘定	19	48
退職給付に係る調整累計額	29	26
その他の包括利益累計額合計	892	782
非支配株主持分	452	408
純資産合計	29,481	28,963
負債純資産合計	58,349	55,619

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	21,250	20,618
売上原価	16,264	15,884
売上総利益	4,987	4,734
販売費及び一般管理費	4,778	4,745
営業利益又は営業損失()	209	11
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	51	56
生命保険配当金	42	35
持分法による投資利益	99	18
補助金収入	6	8
為替差益	5	-
その他	47	37
営業外収益合計	252	156
営業外費用		
支払利息	38	36
為替差損	-	16
その他	9	10
営業外費用合計	48	62
経常利益	413	83
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1
特別利益合計	-	1
特別損失		
固定資産除売却損	2	1
特別損失合計	2	1
税金等調整前四半期純利益	412	83
法人税等	133	63
四半期純利益	279	20
非支配株主に帰属する四半期純損失()	24	28
親会社株主に帰属する四半期純利益	303	48

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	279	20
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	41
為替換算調整勘定	69	66
退職給付に係る調整額	12	3
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	81	110
四半期包括利益	198	90
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	222	63
非支配株主に係る四半期包括利益	24	28

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	412	83
減価償却費	630	577
差入保証金償却額	6	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	1
賞与引当金の増減額(は減少)	4	2
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	1
受取利息及び受取配当金	53	58
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	23	65
支払利息	38	36
持分法による投資損益(は益)	99	18
投資有価証券売却損益(は益)	-	1
固定資産除売却損益(は益)	2	0
売上債権の増減額(は増加)	491	3,935
たな卸資産の増減額(は増加)	716	897
仕入債務の増減額(は減少)	242	730
その他の資産の増減額(は増加)	18	142
その他の負債の増減額(は減少)	473	587
その他	5	5
小計	33	2,140
利息及び配当金の受取額	55	59
利息の支払額	43	42
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	345	460
営業活動によるキャッシュ・フロー	366	1,698
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	4	4
投資有価証券の売却による収入	-	1
固定資産の取得による支出	614	602
固定資産の売却による収入	-	1
敷金及び保証金の差入による支出	2	13
敷金及び保証金の回収による収入	2	15
その他	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	619	603
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	472	473
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	331	411
非支配株主への配当金の支払額	3	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	806	901
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	14
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,805	180
現金及び現金同等物の期首残高	9,828	9,397
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,023	9,577

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給与・賃金手当	1,178百万円	1,214百万円
賞与引当金繰入額	366	391
退職給付費用	103	114
研究開発費	1,366	1,214

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	8,023百万円	9,577百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	8,023	9,577

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	331	20.0	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	411	25.0	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	4,402	6,548	1,041	8,045	20,036	1,214	21,250	0	21,250
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	70	60	0	41	171	433	604	604	-
計	4,472	6,608	1,041	8,086	20,208	1,646	21,854	604	21,250
セグメント利益 又はセグメント 損失()	201	109	255	303	358	108	251	42	209

- (注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、情報処理業、総合リース業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業などが含まれております。
2. セグメント利益又は損失の調整額 42百万円には、セグメント間取引消去 43百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益0百万円及び全社費用0百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。
3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他の 事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	船舶港湾 機器事業	油空圧 機器事業	流体 機器事業	防衛・通信 機器事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	4,576	6,135	1,190	7,564	19,465	1,150	20,615	3	20,618
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	84	109	0	40	234	399	634	634	-
計	4,661	6,244	1,190	7,604	19,699	1,549	21,249	631	20,618
セグメント利益 又はセグメント 損失()	155	44	119	161	153	130	23	34	11

- (注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、検査機器事業、鉄道機器事業、情報処理業、ファクタリング業、荷造・梱包業、保険代理業などが含まれております。
2. セグメント利益又は損失の調整額 34百万円には、セグメント間取引消去 37百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益3百万円及び全社費用0百万円が含まれております。全社収益は、主に報告セグメントに帰属しない当社における研究開発活動に係る売上高であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。
3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	18円33銭	2円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	303	48
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	303	48
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,532	16,455

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月7日

東京計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤 本 貴 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

柴 田 勝 啓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京計器株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。